

少額短期保険業者向けの監督指針（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>Ⅱ 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-3 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>[(1)～(6) 略]</p> <p>(7) 法第300条第1項第5号関係</p> <p>① 特別利益の提供について</p> <p>少額短期保険業者又は少額短期保険募集人が、保険契約の締結又は保険募集に関し、<u>保険契約者若しくは被保険者又はこれらの者と内閣府令で定める密接な関係を有する者（以下、Ⅱ-3-3-2(7)において「保険契約者等」という。）</u>（注1）との間で、取引等を行う場合においては、以下のような点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。</p> <p><u>（注1）取引等の相手方が、保険契約者等に該当しない場合であっても、規則第234条第1項第1号に該当するものではないか、留意する必要がある。</u></p> <p><u>ア. 物品の購入、役務の提供その他の取引（注2）に関し、以下のような点から、取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものとなっているか。</u></p> <p><u>（ア） 少額短期保険業者又は少額短期保険募集人において、保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整の前提として、当該取引を行う又は当該取引の内容を決定することとされていないか（注3）、（注4）。</u></p>	<p>Ⅱ 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-3 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>[(1)～(6) 同左]</p> <p>(7) 法第300条第1項第5号関係</p> <p>① 特別利益の提供について</p> <p>少額短期保険業者及び少額短期保険募集人が、保険契約の締結又は保険募集に関し、<u>保険契約者又は被保険者に対して、各種のサービスや物品を提供する場合においては、以下のような点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。</u></p>

改正案	現行
<p>(イ) <u>当該取引が、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人の事業運営において必要性のないもの又は事業運営上の必要性に照らし過大なものとなっていないか。</u></p> <p>(ウ) <u>当該取引における、価格等の取引条件が、一般的な取引条件と比較し、著しく不合理なものとなっていないか。</u></p> <p>(エ) <u>当該取引が、保険契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか。</u></p> <p>(注2) <u>ここでいう取引とは、保険契約に付帯されるサービス以外のものであって、売買その他保険契約者等との間で対価を伴い行われるものをいう。</u> <u>なお、取引の性質上、本来は少額短期保険業者又は少額短期保険募集人において対価を得て行われるものであるにも関わらず、対価を得ずに行われる場合、当該対価の免除が下記イ。「その他特別利益の提供」に該当するおそれがあることに留意する必要がある。</u></p> <p>(注3) <u>なお、例えば、事故防止・損害抑制に係るサービスについては、保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整の前提として提供されることをもって、直ちに取引上の社会通念に照らして不当と判断されるものではない。</u></p> <p>(注4) <u>少額短期保険業者又は少額短期保険募集人において、保険契約の締結や、保険契約数の又は保険引受シェアの調整の前提として、当該取引の内容を決定する場合とは、例えば、少額短期保険募集人が、特定の保険契約への加入を条件に、保険契約者等に販売する物品の価格を値引くなどの行為が該当する。</u></p> <p>イ. <u>上記取引に該当しない、各種のサービスや物品の提供に関し、以下のような点から、「その他特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。</u></p>	

改正案	現行
<p>(ア) 当該サービス等の経済的価値及び内容が、社会相当性を超えるものとなっていないか。</p> <p>(イ) 当該サービス等が、換金性の程度と用途の範囲等に照らして、実質的に保険料の割引・割戻しに該当するものとなっていないか。</p> <p>(ウ) 当該サービス等の提供が、保険契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか。</p> <p>なお、少額短期保険業者は、当該取引やサービス等の提供を通じ、他業禁止に反する行為を行っていないかについても留意する。</p> <p>(注5) 少額短期保険業者又は少額短期保険募集人が、保険契約者又は被保険者に対し、保険契約の締結によりポイントを付与し、当該ポイントに応じた生活関連の割引サービス等を提供している例があるが、その際、ポイントに応じてキャッシュバックを行うことは、保険料の割引・割戻しに該当し、法第 272 条の 2 第 2 項各号に掲げる書類に基づいて行う場合を除き、禁止されていることに留意する。</p> <p>[②・③ 略]</p> <p>[(8)～(14) 略]</p>	<p>ア. 当該サービス等の経済的価値及び内容が、社会相当性を超えるものとなっていないか。</p> <p>イ. 当該サービス等が、換金性の程度と用途の範囲等に照らして、実質的に保険料の割引・割戻しに該当するものとなっていないか。</p> <p>ウ. 当該サービス等の提供が、保険契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか。</p> <p>なお、少額短期保険業者は、当該サービス等の提供を通じ、他業禁止に反する行為を行っていないかについても留意する。</p> <p>(注) 少額短期保険業者が、保険契約者又は被保険者に対し、保険契約の締結によりポイントを付与し、当該ポイントに応じた生活関連の割引サービス等を提供している例があるが、その際、ポイントに応じてキャッシュバックを行うことは、保険料の割引・割戻しに該当し、法第 272 条の 2 第 2 項各号に掲げる書類に基づいて行う場合を除き、禁止されていることに留意する。</p> <p>[②・③ 同左]</p> <p>[(8)～(14) 同左]</p>